

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 18 日（金）第3026号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正（※）（人事課取扱い） 1
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）
（人事課取扱い） 1
- 自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納
計器取扱人の指定の一部改正（※）（税務課取扱い） 2
- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 5
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 6
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 7
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 7
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 8
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 8
- 公共測量の終了（5件）（監理課取扱い） 9
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 9
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 10
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（河川課取扱い） 10
- 公 告
- 平成26年度クリーニング師試験公告（生活衛生課取扱い） 11
- 正 誤
- 鹿児島県公報第2994号の15（平成26年3月28日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 13

告 示

鹿児島県告示第776号

昭和62年4月1日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成26年7月18日から施行する。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「広報アシスタント」を「広報アシスタント
資料調査補助員」に改める。

鹿児島県告示第777号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成26年7月18日から施行する。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表知事公室の部に次のように加える。

資料調査補助員	日額 6,860円以内
---------	-------------

鹿児島県告示第778号

昭和59年 8 月 10 日鹿児島県告示第1365号（自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年 7 月 18 日から施行する。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表 2 中「社団法人鹿児島県自家用自動車協会（昭和31年 1 月 23 日に社団法人鹿児島県自家用自動車協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人鹿児島県自家用自動車協会」に改める。

鹿児島県告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市大浦町字長山26632番 1 , 字石橋向江26657番 3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
指宿市山川浜児ヶ水字長迫32番
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら薬局	始良市蒲生町上久徳2588番地1	平成26年3月31日
奄美市住用国民健康保険診療所	奄美市住用町西仲間72番地9	平成26年3月16日
奄美市住用国民健康保険診療所 （歯科）	奄美市住用町西仲間72番地9	平成26年3月16日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成26年5月31日
すみよし薬局	枕崎市住吉町57番2号	平成26年6月30日

鹿児島県告示第782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
益山裕史	こくぶ整骨院 霧島市国分中央五丁目18番29-1	平成26年5月30日
末吉博樹	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成26年5月1日
益山光広	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成26年5月1日
末吉博樹	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	平成26年5月1日
益山光広	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	平成26年5月1日

鹿児島県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
奄美市住用国民健康保険診療所	奄美市住用町大字西仲間111番地	平成26年3月17日
奄美市住用国民健康保険診療所 （歯科）	奄美市住用町大字西仲間111番地	平成26年3月17日
つくし歯科医院	始良市東餅田2469-2	平成26年6月1日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成26年6月1日
そふと歯科（伊集院）	日置市伊集院町猪鹿倉727番地	平成26年6月2日
ことぶき薬局	熊毛郡南種子町中之上3026-1	平成26年6月9日
ながとし歯科クリニック	薩摩川内市永利町2617-1	平成26年6月1日

鹿児島県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
蒲地梓	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成26年5月1日
蒲地梓	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	平成26年5月1日

鹿児島県告示第785号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションこもれ陽	始良市宮島町55-10	医療法人こころの陽	始良市宮島町55-10	小牧伸一郎	平成26年6月30日	居宅療養管理指導

鹿児島県告示第786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションこもれ陽	始良市宮島町55-10	医療法人こころの陽	始良市宮島町55-10	小牧伸一郎	平成26年6月30日	介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第787号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成26年9月1日	13:00～16:00	曾於市	岩川地区農業構造改善センター
平成26年9月2日	9:30～11:30	曾於市	財部北地区生活改善センター
平成26年9月2日	13:00～16:30	曾於市	財部中央公民館
平成26年9月3日	9:00～14:30	曾於市	曾於市役所未吉支所
平成26年9月8日	11:00～12:00	鹿屋市	串良公民館細山田分館
平成26年9月8日	13:30～16:30	鹿屋市	串良公民館別館大ホール
平成26年9月9日	9:30～16:00	鹿屋市	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館
平成26年9月10日	9:30～11:00	鹿屋市	百引校区公民館
平成26年9月10日	13:00～14:00	鹿屋市	市成校区公民館
平成26年9月11日	11:00～14:00	鹿屋市	古江コミュニティ消防センター
平成26年9月11日	15:00～16:00	鹿屋市	高須地区学習センター
平成26年9月12日	9:00～11:30	鹿屋市	大始良地区学習センター
平成26年9月12日	13:00～14:30	鹿屋市	高隈地区交流促進センター屋内運動場
平成26年9月16日	10:30～16:30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成26年9月17日	9:00～16:30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成26年9月18日	9:00～14:00	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成26年9月29日	13:00～16:00	志布志市	泰野地区公民館
平成26年9月30日	9:30～16:00	志布志市	志布志市文化会館
平成26年10月1日	9:30～16:30	志布志市	有明農村環境改善センター
平成26年10月2日	9:30～14:00	志布志市	有明農村環境改善センター
平成26年10月6日	10:30～11:30	始良市	帖佐地区公民館
平成26年10月6日	13:00～14:30	始良市	山田地区公民館
平成26年10月7日	10:00～15:00	始良市	重富地区公民館
平成26年10月8日	10:00～15:00	始良市	始良公民館
平成26年10月9日	10:00～15:00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成26年10月10日	10:00～14:00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成26年10月14日	10:00～10:30	始良市	永原小校区公民館
平成26年10月14日	11:00～12:00	始良市	陶夢ランド
平成26年10月14日	13:00～15:00	始良市	加治木体育館
平成26年10月15日	10:00～14:00	始良市	加治木体育館
平成26年10月16日	10:00～14:00	始良市	加治木体育館
平成26年10月20日	15:00～16:00	中種子町	町浜津脇漁民研修センター

平成26年10月21日	9：30～11：00	中種子町	中種子町本村児童館
平成26年10月21日	13：00～16：00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成26年10月22日	9：30～15：00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成26年10月23日	9：30～16：00	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成26年10月24日	9：30～10：30	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成26年10月27日	15：00～16：00	西之表市	国上中央公民館
平成26年10月28日	9：30～10：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部伊関支所
平成26年10月28日	11：30～13：00	西之表市	安城区長事務所
平成26年10月28日	14：00～16：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部現和支所
平成26年10月29日	9：00～10：00	西之表市	古田公民館
平成26年10月29日	11：00～12：00	西之表市	住吉中央公民館
平成26年11月4日	14：00～17：00	西之表市	西之表市民体育館
平成26年11月5日	9：00～16：30	西之表市	西之表市民会館
平成26年11月6日	9：00～12：00	西之表市	西之表市民会館
平成26年11月10日	10：00～14：00	十島村	十島村乗船待合所
平成26年11月11日	10：00～14：00	三島村	三島村乗船待合所
平成26年11月12日	10：30～16：00	湧水町	栗野中央公民館
平成26年11月13日	9：30～14：00	湧水町	湧水町役場吉松庁舎
平成26年11月14日	10：00～15：00	霧島市	霧島市溝辺総合支所
平成26年11月17日	10：30～15：00	霧島市	霧島市横川公民館
平成26年11月18日	10：30～16：30	霧島市	霧島市牧園アリーナ
平成26年11月19日	9：30～14：30	霧島市	霧島市霧島公民館
平成26年11月20日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成26年11月21日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成26年11月25日	11：00～14：30	霧島市	霧島市福山総合支所
平成26年11月26日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成26年11月27日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成26年11月28日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分武道館
平成26年12月1日	10：30～11：30	垂水市	新城地区公民館
平成26年12月1日	13：00～14：00	垂水市	柊原地区公民館
平成26年12月2日	11：00～11：30	垂水市	境地区公民館
平成26年12月2日	13：00～14：00	垂水市	松ヶ崎地区公民館
平成26年12月3日	10：30～12：00	垂水市	協和地区公民館
平成26年12月3日	13：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館
平成26年12月4日	10：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成26年9月1日から平成27年2月27日までとする。

鹿児島県告示第788号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、東桜島加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第789号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1228号	平成29年8月22日	魚廃物加工肥料	東洋の新肥	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	株式会社イリオス通商	鹿児島市宇宿二丁目8番3号
鹿児島県肥第1229号	平成29年8月22日	副産動物質肥料	フィッシュパワー	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社イリオス通商	鹿児島市宇宿二丁目8番3号

鹿児島県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、錦江町笹原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 笹原 政夫 肝属郡錦江町馬場4497番地
 - 理事 馬込 守 肝属郡錦江町馬場4465番地 2
 - 理事 外畑 輝雄 肝属郡錦江町馬場4490番地
 - 理事 馬込三千男 肝属郡錦江町馬場4480番地
 - 理事 馬込 和美 肝属郡錦江町馬場4474番地 2
 - 理事 馬込 安雄 肝属郡錦江町馬場4508番地
 - 理事 馬込喜久男 肝属郡錦江町馬場4496番地
 - 理事 馬込 忠實 肝属郡錦江町馬場4491番地
 - 監事 鈴 一磨 肝属郡錦江町馬場4449番地 2
 - 監事 笹原 辰己 肝属郡錦江町馬場4497番地
- (任期 平成25年 5 月 27 日から平成27年 5 月 26 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 笹原 政夫 肝属郡錦江町馬場4497番地
- 理事 馬込 守 肝属郡錦江町馬場4465番地 2
- 理事 外畑 輝雄 肝属郡錦江町馬場4490番地
- 理事 馬込三千男 肝属郡錦江町馬場4480番地
- 理事 馬込 和美 肝属郡錦江町馬場4474番地 2
- 理事 馬込 安雄 肝属郡錦江町馬場4508番地
- 理事 笹原 清香 肝属郡錦江町馬場4327番地 1
- 理事 馬込 忠實 肝属郡錦江町馬場4491番地
- 監事 鈴 一磨 肝属郡錦江町馬場4449番地 2
- 監事 笹原 辰己 肝属郡錦江町馬場4497番地

鹿児島県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沖永良部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 沖吉 四郎 大島郡和泊町大字国頭1149番地 6
理事 平山 良市 大島郡和泊町大字根折654番地 2
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 皆村 博幸 大島郡和泊町大字皆川519番地 1
理事 大福 実 大島郡和泊町大字和316番地
理事 栄 勝司 大島郡和泊町大字内城397番地 2
理事 出花 健二 大島郡和泊町大字出花511番地
理事 河田 兼彦 大島郡知名町大字上平川71番地
理事 平井 久元 大島郡知名町大字新城541番地 2
理事 池 幸次郎 大島郡知名町大字屋者19番地
理事 山田 正巳 大島郡知名町大字田皆345番地
理事 山岡 和博 大島郡和泊町大字畦布916番地 1
理事 東 哲次 大島郡知名町大字田皆2238番地
監事 吉田秀治郎 大島郡和泊町大字国頭2384番地
監事 栗尾 健一 大島郡知名町大字瀬利覚1632番地 2
監事 山田 充雄 大島郡和泊町大字手々知名156番地
監事 井上 修吉 大島郡知名町大字瀬利覚2180番地 3

(任期 平成26年 5 月 17 日から平成28年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 沖吉 四郎 大島郡和泊町大字国頭1149番地 6
理事 平田 春夫 大島郡和泊町大字和960番地 4
理事 平山 良市 大島郡和泊町大字根折654番地 2
理事 栄 勝司 大島郡和泊町大字内城397番地 2
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 松井 末照 大島郡和泊町大字玉城1325番地
理事 皆村 博幸 大島郡和泊町大字皆川519番地 1
理事 山岡 和博 大島郡和泊町大字畦布916番地 1
理事 河田 兼彦 大島郡知名町大字上平川71番地
理事 栗尾 健一 大島郡知名町大字瀬利覚1632番地 2
理事 平井 久元 大島郡知名町大字新城541番地 2
理事 池 幸次郎 大島郡知名町大字屋者19番地
理事 山田 正巳 大島郡知名町大字田皆345番地

鹿児島県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年 6 月 16 日付で沖永良部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第793号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成26年 7 月 22 日から平成27年 3 月 13 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市川上町地内

鹿児島県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年11月22日鹿児島県告示第1185号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 10 日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年 7 月 19 日鹿児島県告示第815号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 11 日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年10月11日鹿児島県告示第1062号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 20 日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第797号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年11月15日鹿児島県告示第1170号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 20 日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第798号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年11月22日鹿児島県告示第1184号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 10 日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 7 月 18 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字吹揚	前	17.2~84.0	201.0

	14279番 1 地先から同町野 間字永田尻平14078番 1 地 先まで	後	17.2~84.0	201.0
--	---	---	-----------	-------

鹿児島県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年7月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字吹揚14279番 1 地先から同町 野間字永田尻平14078番 1 地先まで	平成26年 7 月 18 日

鹿児島県告示第801号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日
平成26年 7 月 8 日

- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 3 埋立区域

- (1) 位置

大島郡宇検村大字久志字セン間430番 1 から同大字生勝字尾ラ49番に至る間の土地に接する県道敷の地先国有海浜地の地先公有水面

- (2) 区域

- ア 埋立区域 1

次の点H62から点94までを順次に直線で結んだ線及び点94と点H62を直線で結んだ線により囲まれた区域

点H62 四等三角点上尾ラ（北緯28度17分34.0263秒，東経129度14分12.7866秒）

（以下「基点」という。）から179度13分1,017.7メートルの地点

点H63 点H62から62度00分5.0メートルの地点

点H64 点H63から63度24分3.7メートルの地点

点H65 点H64から64度43分6.5メートルの地点

点H66 点H65から68度57分12.8メートルの地点

点H67 点H66から69度31分7.0メートルの地点

点H68 点H67から69度32分20.0メートルの地点

点H69 点H68から68度09分4.6メートルの地点

点H70 点H69から160度16分2.0メートルの地点

点H71 点H70から68度50分6.9メートルの地点

点H72 点H71から338度36分1.9メートルの地点

点H73 点H72から71度04分5.4メートルの地点

点H74 点H73から69度38分3.6メートルの地点

点H75 点H74から66度25分10.5メートルの地点
点H76 点H75から61度17分7.6メートルの地点
点H77 点H76から56度39分3.4メートルの地点
点H78 点H77から53度09分6.4メートルの地点
点H79 点H78から48度19分4.6メートルの地点
点H80 点H79から44度02分6.5メートルの地点
点H81 点H80から41度08分4.6メートルの地点
点H82 点H81から35度01分3.3メートルの地点
点H83 点H82から33度22分1.7メートルの地点
点84 点H83から270度32分3.1メートルの地点
点85 点84から261度00分4.5メートルの地点
点86 点85から251度06分11.4メートルの地点
点87 点86から240度19分9.5メートルの地点
点88 点87から232度37分19.0メートルの地点
点89 点88から233度15分8.1メートルの地点
点90 点89から234度04分12.4メートルの地点
点91 点90から243度49分20.1メートルの地点
点92 点91から243度57分7.0メートルの地点
点93 点92から269度13分13.8メートルの地点
点94 点93から226度26分11.1メートルの地点

イ 埋立区域 2

次の点99から点100までを順次に直線で結んだ線及び点100と点99を直線で結んだ線により囲まれた区域

点99 基点から172度37分955.1メートルの地点
点H98 点99から141度24分6.5メートルの地点
点H110 点H98から23度27分4.1メートルの地点
点H109 点H110から21度04分3.5メートルの地点
点H108 点H109から18度12分5.7メートルの地点
点H107 点H108から13度30分8.1メートルの地点
点H106 点H107から11度02分7.3メートルの地点
点H105 点H106から 8 度41分4.5メートルの地点
点H104 点H105から 8 度45分4.2メートルの地点
点H103 点H104から 9 度56分10.4メートルの地点
点102 点H103から206度17分10.8メートルの地点
点101 点102から197度38分8.7メートルの地点
点100 点101から197度40分20.4メートルの地点

(3) 面積

929.68平方メートル

4 埋立地の用途

公共用道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成23年11月24日

指令河第274号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

宇検村

公 告

平成26年度クリーニング師試験公告
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度クリー

ニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年7月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成26年11月9日（日）午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 平成26年11月9日（日）午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鳴池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

平成26年9月8日（月）から同月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成26年 9 月 30 日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル，横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

正 誤

平成26年 3 月 28 日付け鹿児島県公報第2994号の15中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	2	訂正箇所	上から	誤	人事課		
			8行目	正	人事課（行政管理室を含む。）		
	10		下から	誤	事務の種類		
			14行目	正	事項		
	19		下から 4行目	誤	中「 <input type="text"/> ○ <input type="text"/>	を「 <input type="text"/> <input type="text"/>	に改め，同号
				正	（削る。）		